

住吉区区政会議公募委員募集要領

1 募集人数

(1) 区政会議：4名

区が行う施策や事業について企画段階から区民の意見を把握し、適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関する意見を聴くための会議（年3回程度開催）

※詳細は「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」（資料1）、住吉区区政会議運営要綱（資料2）をご覧ください。

2 応募資格

(1) 住吉区内に在住・在勤・在学または区内で事業活動を行う者

※区政会議については、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等（以下「区民等」という。）であること

(2) 令和3年4月1日現在、満18歳以上の者

(3) 原則として、現職の国または地方公共団体の議員、本市職員、就任日時点で本市の他の審議会等の委員を3以上兼務していない者

(4) 大阪市暴力団排除条例で規定する「暴力団員」及び「暴力団密接関係者」でない者

3 任期

随時～令和5年9月30日（選考後随時）

4 報酬

無償

5 応募方法

住吉区区政会議公募委員申込書（様式1：住吉区役所のホームページからもダウンロードできます）に必要事項を記入のうえ、小論文（テーマについては別表参照、800字程度、様式自由）を添えて、総務課あてにメールを送信するか、窓口にお持ちいただくか郵送にて提出してください。

※小論文の様式（様式2）も参考に添付していますので、ご利用ください。

※応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。また、応募いただいた書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しないものとします。

6 募集期間

随時

※窓口での受付は、平日の午前9時～午後5時30分まで（ただし、午後0時15分～午後1時は除く）

7 選考方法

- ・ 選考会議を開催し、応募書類による1次選考、面接による2次選考を行います。

- ・1次選考結果の通知については、ご応募いただいた月の翌月15日頃に通知します。
また、面接の案内は1次選考の合格者に合格通知とともに送付します。
- ・1次選考結果はご応募いただいた方全員に、2次選考結果は面接を受けられた方全員に通知します。

8 その他

- ・住吉区区政会議の委員に対する報酬、謝礼金等の支給は行いませんので、ご了承ください。
- ・申込みに係る個人情報、本業務以外には使用いたしません。
また、大阪市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。
- ・不明な点等ございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

9 担当・応募先

別表のとおり

(別表)

	区政会議
小論文テーマ	「つながり・見守り・支えあい」を大切にした住み良いまちづくりについての私の提案
備考	※住吉区将来ビジョン2023にあげる「6つの施策の柱」(①安全で安心して暮らせるまち②高齢者、障がい者等だれもが心地よく暮らせるまち③安心して子育てができ、地域の実情にあった教育が展開されるまち④歴史・文化を活かした魅力あるまち⑤自律的に地域活動が展開される活力あるまち⑥区政改革の推進)のうちから、興味のある分野についてご提案ください。
担当窓口	総務課(3階33番窓口)
電話番号	06-6694-9625
メール送信先	総務課メールアドレス (tu0001@city.osaka.lg.jp) 件名「公募委員の応募について(区政会議)」
郵送送付先	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3-15-55 住吉区役所総務課 公募委員募集担当宛て